

平成23年度第3回協働事業評価会

平成23年11月21日 午後2時00分

区役所第二分庁舎分館 1階会議室

出席者 久塚委員、宇都木委員、竹内委員、野口委員、的場委員、伊藤委員

事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、高橋主事

久塚会長 開始に先立ち、委員の方に、4～5分、時間をいただきたいと思います。

事業者 はい。

久塚会長 配付資料の確認作業を2時から2時5分までやりますので、すみません。

的場さんが少し遅れます。また、2人欠席です。事務局、配付資料と今日の流れについて簡単に説明してください。

事務局 今日、村山委員と関口委員が欠席になります。それから、的場委員が10分程度遅れてきます。あと、地域調整課長のほうも少し遅れてまいります。

今日なのですけれども、まず初めに神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業のヒアリングを行います。それから、評価書の作成についてということで、前回評価点を決定、前回ヒアリングを行った2事業の評価点の決定、それから前回評価点を決めた2事業のコメントのまとめをしていくようになります。

事前配付資料の確認をさせていただきます。まず、レジユメの次に資料1、協働事業評価書、これからヒアリングを行う神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業の評価書、白紙のシートがありますので、こちらのほうをメモに使ってください。

それから、参考資料で「協働事業の評価にあたっての主な着眼点」、A4の1枚のもので

す。
それから、事前配付資料のⅡが①と②ございます。①が「中途失聴・難聴者リハビリテーション事業」の皆さんからいただいた評価点とコメントを一つのシートにまとめたものになります。同じく②のほうは「乳幼児文化体験事業」の評価シート、点数とコメントを一つのシートにまとめたものです。

それから、もう一つ事前配付資料のⅢ、Ⅲが①と②ありますが、一つに綴ってあります。①が「赤ちゃん木育広場事業」、2枚めくっていただきますと②で「家庭訪問型子育てボランティア推進事業」のシートになっております。こちらのほうは前回評価点を決めたもの

に基づいてコメントをまとめていったものになっております。

それから、事前配付資料といたしまして郵送させていただきましたのが、本日ヒアリングを行います事業の事前確認書や自己点検シート、相互検証シート、それから契約書、あと前年度の実績報告書をつづったものを事前に郵送させていただきました。こちらのほうは今日皆さんお持ちになっていらっしゃるでしょうか。

はい、ありがとうございます。

あと、それからチラシが3種類お配りしてあります。NPO活動資金助成の事業で「天ぷらバスで行く！都市農村交流ボランティアツアー」のチラシ、それから子ども劇場さんのほうで行う『ダルレの話』のチラシとなっています。あと、それから新宿NPOネットワーク協議会が主催で行っております市民とNPOの交流サロン、11月28日の夜あります。語り手がNPO法人創出というところが、「起業や現業活性化相談に対しその実現を支援する活動」ということで発表を行います。もしお時間ございましたらご参加くださいますようお願いいたします。

以上です。

久塚会長 では、皆さん、大丈夫ですかね。では、ちょうど5分、予定どおりということになりました。

(NPO法人粋なまちづくり倶楽部・文化観光国際課担当職員着席)

久塚会長 では、どうも今日はありがとうございます。最初にこの事業について、NPOの方から簡単に、事務局のほうから連絡もあったと思いますが、ちょうど時間内で説明をいただきまして、その後、補足という形で新宿区のほう、担当課のほうから補足があれば、そしてその後質問させていただいて、そして意見交換という形になりますので、すみません、よろしく申し上げます。

事業者 はい、では、よろしいですか。NPO法人の粋なまちづくり倶楽部です。神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業の2年目ということで現在活動しております。本日、お手元に今日はこの5分で話し切れないところがありますので、一応資料として簡単につくらせていただきました。これに従ってちょっとお話しさせていただきます。

現在、今回の事業の目標と実施状況について各項目についてご説明させていただきます。

本事業は幾つかの項目に分かれておりますが、初め、第1番目が説明会、勉強会を開催して、登録文化財についての知識とといいますか、情報について地域の中に浸透させるということで、それに関する事業を行います。なかなか登録文化財、2年目に至ってもまだ誤解が、指定文化財との違いというのはまだ明確にされていないところが地元にはありますので、そこを引き続き説いているということです。

それと同時に、1年目でいろいろとやってみまして、1年目も2回の地元説明会と、それから5回の勉強会をしましたけれども、同じことを2年目繰り返しても仕方がないということがありますので、説明会については少し工夫をしまして、昨年度に登録した5件について、これを題材にしてそれをご紹介しますり、見て回ったり、それに関してまちづくりとの関連の登録文化財の位置づけというものについて、新規層の皆さんと勉強するような、そんな仕掛けで開催しました。

それから、昨年度3月に表彰式を行おうとしていたのですが、ちょうど地震の直前ということになります。逆か、地震が直前に起こりましたので中止になりまして、それが6月に延期、今年度の事業としてもう一度再度組み合わせて、組み立て直して6月に行いました。ですから、2011年6月4日に表彰式、それから2011年10月29日に「登録文化財巡りとシンポジウム」と題した、これが説明会並び情報、公開の情報提供の大きな場ということになります。

それから、勉強会としましては、この二つ目の黒丸のところですが、8月30日から第1回の勉強会、「神楽坂の国登録有形文化財」と題した勉強会。それから、9月20日、第2回目、「文化的建物の見かた」、それから、10月18日が「登録文化財・常磐家の魅力をさぐる」ということで、具体的なものを見ながら、情報をお知らせしながら建物の見方を探るということをやりました。

それから、11月15日は「文化財を産み出すまちの力」と題しまして、地域の文化と建物というのは密接な関係がございますので、今後地域で文化財を見つけるときに地域の歴史とか文化について、から探す目をつくろうと、そういった趣旨での4回目です。

1月については、今第5回の勉強会を予定しております、これは「文化財の活用とまちづくり」ということで、文化財登録された方々の応援も含めて少し幅広い勉強会したいと思います。

それから、二つ目が登録文化財の候補を抽出するために追加調査を行いました。1年目は面的にずっと、どっちかというシラミつぶしにやるという調査の仕方でしたけれども、

実は広範に至って、その地域外のところで推薦の建物が幾つか出てまいりまして、神楽坂のエリアをちょっと越えますけれども、どちらかというとな燃えなかった、神楽坂は空襲で燃えちゃったのですが、燃えちゃったのを50年のやつを探そうということだったので、燃えなかったとか、お隣のまちのほうは古いものがやっぱりそれなりに残って残っていて、そちらのほうに対する推薦がありました。

推薦建物についての手続の仕方をどうしようかということもありますので、いずれ手引書をつくるときに、その手続について、あるいは注意事項について我々も情報が知りたいということがありましたので、そちらはどちらかというスポット的にいろんな資料をもとに建物を探して、その概略調査に変えていくというふうな形をしました。

お手元の中でこの地図がありますけれども、神楽坂のほうは、これは空襲の直後の地図です。神楽坂のところはもう丸焼けなのですが、そのお隣のところは黒く残っているエリアがあります。これが焼けなかったところで、市谷薬王寺とか柳町のほうです。そちらで面白い建物が見つかりました。

詳細調査は神楽坂の今年の積み残しの部分と、その新しく見つけたところに対して所有者の方の同意をとる作業から始めまして、一応詳細調査をしております。その状況は、ああ、2ページが抜けていますね、これ。すみません、抜けていますね。ありますか？

竹内委員 ないです。

事業者 ありませんね。何か抜けちゃっている。

竹内委員 いいです。説明してください。

事業者 すみません、あれっ、これもない。ああ、もともとないのか、すみません。

2ページ、すみません、神楽坂の中から現在、熱海湯。まず、一つエバタ教会というのはこれ、詳細調査を終えまして、残念ながらただ登録手続は中断するということの申し出がありました。

それから、熱海湯さんはこれから調査をします。来週予定しています。

それから、毘沙門天の本堂が実は柳町のほうに、薬王寺のほうに引っ越してしまっていて、それについて来週やはり調査をします。

それから、一水寮という、以前高橋博さんでしたっけ、設計の建物の中で住宅と事務所を登録しましたけれども、実は寄宿舍というのがございまして、非常におもしろいものがありますので、それを今図面をつくっている最中です。

それから、お隣のほうでは新井邸という洋館のついた木造の建物があります。大変な豪

邸ですけれども、それと元銀行の本店だったかがり火というレストランの建物ですね。それについて調査が終わりました。そんな状態になっています。

そのほか候補としてはいろいろありますが、目標7件を目指していますので。

宮城道雄記念館については、実は地震で屋根がちょっと傷みまして、これは修繕計画というのも中に入れてありましたので、それを1件やりまして、あす工事に入ります。

それから、以上のものを元に手引書をつくろうということがありますがけれども、手引書につきましては今、項目立てをそののちょっと3ページのところに書いてあります。まだこれについてはいろいろと練り直しているところですので、最終というものではございませんが、ご参考にしていただければと思います。

あと、前回10月のシンポジウムのときは登録文化財巡りとしまして、こういうエリアを回りましたけれども、シンポジウムへのご参加はちょっと少な目、50人ぐらいでしたが、この登録文化財の巡りのほうは80人近い方がご参加されまして、文化財に対する興味が非常に高いことがよくわかりました。

以上、簡単ですけれども終わります。

久塚会長 補足ございますでしょうか。

事業課 内容的には、今、ご説明いただいたとおりなのですが、補足としては先ほど6月4日に表彰のシンポジウムがあったのですが、その後になっちゃったのですが、文化庁から登録文化財の表示のプレートというのが来まして、それ、随分後になった、やっぱり震災の影響でちょっと後になってしまって、9月8日に区長のほうから各この協働事業で登録された方々、所有者の方々に交付したということです。

やはりこの協働事業の中でも所有者さんを顕彰していくというのですか、そこが一つのポイントであって、その価値を再認識していただくということがあったのですが、このプレートを交付する中で、やっぱり各所有者さんの方はやはり国からも認められた大切なものだという認識を多分新たにされたんじゃないかなと。非常に喜んでいらっしまったということがあります。

それから、もう一つは、去年の評価委員会のほうで、この事業が所有者さんの方とはともかくとしてまちにどういう影響があるのかと、どういう働きかけができるのかというご質問があったかと思うのですが、これも先ほど山下さんがご紹介いただいたように、10月29日にやりました文化財巡り、登録文化財のまち歩きとシンポジウムの中で、先ほど少なくとも50名とおっしゃっていましたが、森戸記念館というところでやったのですが、

かなり熱心な地域の方、それからあと専門にこう建物を調べられている方とかも含めて熱心に聞いていただいたことがあるので、まちの方も含めてですが、これからもうちょっと活動が広がりを持つんじゃないかなと。1年目とはちょっとそこが2年目は違ってきたかなという感触を実感いたしました。

以上です。

久塚会長 外国の方はどうでしたか。

事業課 外国の方っていましたかね。

事業者 外国の方はあのときはいませんけど、中国人の学生さんが勉強会のほうには参加されていましたね。

久塚会長 ああ、いや、ヨーロッパでやると、フランスなんかでやると、必ず外国の方が関心を示して、モンマルトルの問題なんか来るものですから、せつかくの新宿区の神楽坂なので、フランス人とか何とかいたらなというふうに。

これはそうすると文化観光国際というふうになっていって、歴史と国際とまざって新宿ならではのなるはずなのですけれども。それが私の気持ちです。

では、各委員から質問させていただきます。どなたからでも、伊藤さん。

伊藤委員 伊藤です。この事業の目的といいますか、それが、新宿区民にとって、魅力的なまちづくりをすることで地域の人々が地域へ愛着を持つというものが一つの命題になっていると思うのですけれども、それを歴史的、文化的以外の資源を掘り起こすことで実行できるということなのですけど、それをどのように、先ほど山下さんからありましたように一般の人じゃない特定層だと思うのです、今参加されている方は多分。興味のある方ですとか、そういう方面に携わっている人ですとか、だと思えるのですけれども、それが広く町内の人、ないしは新宿区民に広げていくためには、これから短いのですが、どういうふうにしていけばいいのかということが一つ。

また、相互検証シートの中で、「まだ顕在化していない歴史・文化資産が数多く存在すると考えられる」と、考えられるということだとまっているのですけれども、まだ調べていないということだと思えるのですけど、それがどの程度まで、例えば100%あるとすれば、100あるとすれば今のところだと10だとか、「考えられる」ということで抽象的な表現なので、そこをちょっと聞きたいと思います。

事業者 実は、今、お手元にお配りしたものは、今日傍聴の方がおられる可能性があるというので、これの違うやつをつくっていたのです。2ページ目。差しかえたときにこれ

が落ちてしまったのですが、これが具体的なものです。この中でも、簡単にザアッと見てこれは平気だろうと思っていたものがありまして、例えばこのロンダジル入居の建物というもの、これ、日昇庵という建物なのですが、日が上る建物、夕暮れですね。ほぼ行けるだろうと思って、同意までとったのですけれども、いろいろ調べたら築40年だったというものです。

なかなか見た目と実際の年代が違いまして、これは登録文化財は50年以上じゃないといけないものですから、ノミネートはこの前も、1年目も80数棟多分行けるだろうと思っていたのですけれども、実際は文化的な価値も含めて突っ込んで調べると、必ずしもそこまでとどり着かないというのがあります。

それから、調べたエリアというのは、非常にどちらかというと限定的に昨年やりましたものと、今年度もその周辺に広げているのですけれども、これは行けるだろうねというたぐいのももあるのですが、その具体的な調査までは入れない状態のものがあります。そういう意味ではちょっとぼやかした表現になっていますけれども、大体回ったところについてはおおむね確率的に選んだもので、もうちょっとさらに精査すれば多分ここだけで今20数棟ありますが、全部ですから30棟から40棟ぐらいは、例えば筆筒界限では見つかるだろうというようなことを考えています。

その調査範囲の限定と、それから先ほどの50年というところ、それから文化庁のほうの判断とかそういうことがありますので、幾つとはなかなか言い切れない状態というのが一つのお答えです。

それから、地域への浸透の仕方につきましては、我々としてはまち歩きの中で、まち歩きというのは一般の方がご参加されるというイベント仕立てのものですけれども、ちょうどこれは文化財の、もともとこのベースはまち歩きのマップになっています。そこで文化財も入れているものですが、これにこう足しながら、できれば日常的なまち歩きというのはしょっちゅうやっていますので、その中で今、神楽坂のどういうところにそういうものがあるのかなと、どんなものが、登録有形文化財というのは非常に緩い文化財制度ですので、次の世代にこう継いでいくための一つのきっかけという意味で、こういうふうな視点で言うとこれもそうかもねというようなことがおわかりいただけるような仕組みとして今これを一つ考えています。

それから、我々のほうで出しているこれ、小冊子があります。これ、第4号のまちの情報紙なのですけれども、第4号は登録文化財、今回の5件につきまして載せさせて、一応

掲載をして、持ち主の方のご同意をいただいた上で掲載してあります。これは本屋さんで売っているという形のものでして、これで登録文化財についての一般的な広報についてしてみたいと思っています。

それから、あとは日常的な、もう一つのあれで行くところという『まちづくりのキーワード集』というのにも、もともと文化財についてコメントをしまして、引き続き『かぐらむら』とかいう情報誌もありますし、それから場合によってはまち飛びフェスタのような地域の文化祭のときにもその文化の発信というのを今後も引き続きやっていきたいと思っています。

地元の方々の反応というのは必ずしも専門家以外の方々の反応も大分出ていまして、それは推薦という形で一つあります。身近にこういう建物があるのだけれども、どうなのだろうということで、それで今回ちょっとエリアを外してきたのですが、高齢者の方々のお集まりの中で、ちょっと的外れなこともあるのですが、いろいろちょっとお電話いただいてお話ししていると、昔こういうところにこんな建物があったはずだから行ってみなさいとか、そんなような言葉もいただいています。

それから、勉強会のほうに参加される方も3、4割ぐらいは一般の方です。一般の方と言ってもちょっといわゆる専門じゃなくて、私は銭湯好きだから銭湯はどんなとか、それからあそこの飲みに行ったらあそこのレストランがよかったから、あれはいいんじゃないかとか、そういったレベルの話なのですが、でもいわゆる身近な文化財ということでのいろんな情報発信というのは、いろんな方々から出てきているというものがありますので、それは昨年は見られなかったことです。今年に入ってそういった動きが出ていますので、もうちょっとそういった形の方々の情報が自由に出せるような仕組みというのを考えていければ、地域の中に根づいた文化財発信といえますか、建物が少し実現できるんじゃないかなと思っています。

久塚会長 国のプレートというのは、影響は大きかったのですか。

事業者 影響ですか。まず、区報では出していただきました。これぐらいのプレートなのですけれども、なかなか重くて掲示しづらいということがありまして、今はちゃんと掲示して、置いていただいているのは矢来能楽堂さんです。壁のところに入れてあります。宮城さんは検校の間の前に置こうということにはなっていますが、今、宮城さんのところ、工事に入っていますので、それが終わってからやろうということになっています。

それから、アユミギャラリーさんをお願いして、建物の中に置いていただいて、こうい

うものだよということになっています。持ち主の方々はとても喜んでおられますが、一般の方の反応についてはこれからだと思います。

久塚会長 今後の話についてはどうですか。伊藤委員の最初の質問は、そういうことまでひっくるめてだと思っているので。

伊藤委員 それとあと一つ、今で関連して、住民の方って、旧住民と言ったらおかしいけれども昔からいる人、過去の戦前の記憶がある人と新住民といいますか、マンションができて入ってきた人。そういう人によっても、まちに対する愛着や記憶は違うと思います。それに対するアプローチの方法も違うと思いますが。そこら辺を同じレベル、愛着心を同一レベルにしていきたいなという秘策がもしあればお聞きしたいのですが。

事業者 秘策というのはありませんけれども、我々のまちづくりの中でも新旧住民対立の問題、どうしてもその温度差の問題というのはいろんな場面で出ています。通常の日常的なまちづくり活動の中でも開発と保全の問題も含めてですがいろいろあります。一番どうかなと思うのは、小学校の運動会を新住民がとめようとしたとか、そこまで起こっちゃっているのが実態です。

ただ、全員が全員そういうわけでもなくて、新しいマンションを買って入るよりも近くの、この神楽坂界隈のアパートとかワンルームとか比較的賃貸のほうに入られている若い方が大分ふえていますけれども、彼らは神楽坂が好きで本当に引っ越してきていて、マンションは買えないけど。そういう方々は積極的に今まちづくりのほうに参加されようとしています。まち飛びフェスタという秋の文化祭、まち全体を挙げての文化祭のボランティアもされていますし、我々のほうの勉強会にも参加されています。それでシンポジウムにも参加されていますし、彼らと話しているとそれほど違和感はありません。

若い年代もまちまちなのですけれども、年配の方々が必ずしもその神楽坂シンパというだけではなくて、30代ぐらいの方々ですね。女性も男性もそうなのですが、比較的やっぱり神楽坂というまちの雰囲気が好きで移っているということがありまして、そこで実は文化財があったのだみたいな、では、それ、どこなのですかというのはかなり興味をお持ちで、その方々にご案内すると、やっぱり改めて神楽坂のよさがわかりましたというようなことをよくご意見いただいています。

ですから、その辺は地味にやって、あまり分け隔てなく単純にやっぱり文化財というのは客観的にあるものですので、それを媒介にしてといいますか、実際物を見たほうがわかりやすいので、そのものと、それを取り巻くそのまちの環境というのを一体的に見ていた

だくというような場をいかにつくっていくか。それについての情報をちゃんと的確にできけれども、我々が出していけるのかどうかというところが勝負かなと思っています。

久塚会長 野口委員。

野口委員 まちづくりのほうで協働事業結果報告書というのを出していただいて、それを私読ませてもらったのですが、その中でこの事業を通して新たに気づいた課題は何ですかというところに、「仮に、登録文化財としての要件を備えていなくても、地域として大事にしていきたい建物が多く存在し、地域の人々もそのようにとらえているものも少なくない。地域の宝物として地元で進める緩やかな表彰制度があってもよいと考えた」。

区で地域文化財として、ことしの4月から条例を一部改正して、それで10件ほど認定されましたよね。そういった事業と今日は何て言うか、重ね合わせていきますと、もう国の文化財登録の事業もさることながら、区のほうにもそういった条例があるので、その辺の事業にも協働でやっていくような姿勢があるのかどうか、その辺ちょっと聞きたいのですが。

事業者 実は昨年、いろいろ調べて表彰しようということを、イベントとしてやろうということだったのですけれども、何を、具体的に登録しないと表彰しないのかという話が素朴にあって、いや、そういうことじゃないでしょうと。50年たっていないけれども、例えば49年のものというのは、来年になれば50年ですよ。そういうものもあるわけです。

先ほど、お話ししたのも10年たてば50年になるわけです。ですから、そういったものも前もってやっぱりこれはいいよねとかと言っておかないと、その10年の間に壊されちゃうということがありますので、ですから先に表彰していくのはいいことだろうということについては、区とも同じような考えでいると思います。

野口委員 ああ、そうですか。

事業者 はい。ですから、ただ今のところ今回の作業の中でまぜちゃうとよくわからないので、登録が嫌だ、登録がまだ嫌だと言う親族の方が反対されている、実は極めて重要な建物があるのですけれども、そういった場合にもうちょっと緩やかに、もうちょっとその一歩手前から提案していくのがいいのかなとは思っております。

野口委員 はい、わかりました。

久塚会長 では、ほかに。的場さん。

的場委員 的場です。先ほどお話の中で登録文化財制度というのは割と緩いものとおっしゃっていらっしゃったのですけれども、それでも何かその申請手続の際に所有者の理解

を得られなかったケースが若干あったと書いてあったのですが、これというのは登録文化財に指定されることで所有者が何かデメリットがあるからなのかななんて勝手に推測してしまったのですけれども、その点はどうなのでしょう。

事業者 国の登録制度というものなので、あとその登録されたものについては税の減免とか一定の施策、支援策を打っています。そのため、嫌になったから勝手にやめちゃうというのはできないわけです。

それから、大規模に勝手に変えるのは、許可制じゃなくて届け出制なので、変えちゃうことは自由なのですが、あまり変えちゃうと文化的な価値というのが損なわれるとか失われてしまうと、もともと登録した意味がなくなっちゃうということがありますので、そういう意味では手続はしなきゃいけないのです。

ですから全く100%フリーというわけではないので、そのちょっとしたことで嫌だと言う方はおられます。

的場委員 直すのは、全部自費ですか。

事業者 自費です。

的場委員 自費なのですか、やっぱり。

事業者 はい。基本的に緩いというのは、指定文化財の場合は国がちゃんと面倒見てくれますけど、単純な登録なものですから、国としてはこういう文化財がある、候補があるよというか、文化財的なものがあるよねということを多分確認したいだけだと私たちは思っているのですけれども、いずれ文化財にしようかなという候補探してみたいな感じだと思っているのですが、そこまでリストアップするために修繕、古い建物、50年以上たっているんで、木造の場合なんていうとやっぱり修繕が必要になったりしますので、そのとき工事費は出さないけど設計費の半分は出すとかいうのはあります。

それから、長く譲り渡していくために相続税の減免というのもあります。それから、持っていることに対する応援という意味では固定資産税の減免があります。でも、それは50年の建物というのはもう実際は木造、償却されちゃっているんで建物の価値はゼロなのです。

的場委員 価値はそうですよね。

事業者 ですから、その固定資産税と言っても本当に何千円とかそんなものなので、そんなに大きなメリットを感じないのは事実ですね。それで、全くフリーでいたいと言う方はやっぱり嫌だということもありますけど、賛成してくれる方もいらっしゃいます。とこ

ろが、弁護士さんとか、親戚の人とか、いずれ相続にかかわるような人というのが、いざというときに登録文化財制度が邪魔になるんじゃないかと思われる方がいて、その人がいろんなことをおっしゃられると、それに受け答えするのが面倒くさいので今回やめておくという、そういったことが2件ほど起こっています。そうすると、もうそれ以上私たちとしては何も言えないものですから。

的場委員 わかりました、ありがとうございます。

久塚会長 ヒアリングプラス意見交換みたいなものにしていきたいと思います。どなたでも結構です、宇都木さん。

宇都木委員 宇都木です。NPO活動としては非常に私はいいと思うのです。非常にいいというか、NPOらしい活動をしていると思うのですけれども、協働事業なものですから、ちょっと気になるところが幾つかありまして、特にこの実績報告では、ちょっとこの私流で言うところの表現直してもらったほうがいいんじゃないかと思っているのですが、実績報告の2枚目に、下のほうに、区と協働してどのような効果が得られたかというところに、「地域の人たちも安心して」、中ほどからですね、「地域の人たちも安心して耳を傾けられるのではないかと思う。また、区が入ってくれたおかげ」で、「区が入ってくれたおかげで、都や国との調整も大変スムーズに進んだ。」おかげじゃないんですよ、これは。これはNPO論なのです。自分たちがやっているのに行政に応援してもらっているという発想なのです、これは行政も気をつけなきゃいけないね、これをもらったときに。協働事業ですから、行政も一端の責任を負うわけですから、お金を出しているわけですから。そういうことじゃないと思うけれども、やっぱり、どうも住民が受け身になるのです。こぞって住民から出てくるという話と、そうじゃなくてNPOみたいな人たちが先導してやっぱりこれ、直さなきゃいけないなというのが二つありまして、私もちょっとこれ、茨城県の真壁市というところがあるのですけど、ここは古い建物を残そうというので町並み保存の運動が始まりまして、市から相談があつて、つまりNPOを興してやろうというので、その運営主体をどうしたらいいかと相談があつたのですけど、あそこは今50件、もっとあるか、70件ぐらいあるのですね。最もみんな古いから門だとか、うち全体じゃなくて蔵だとかそういうのをやって、だからプレートがかかっているのです、こう。広いから邪魔になることはないのだろうけど。

あそこはやっぱり市民運動のほうリーダーになって、これを壊しちゃうなんてもったいないのと言うので、それで修理がおぼつかないところはカンパまでやって修理費を集め

たりして残してもらおうと、由緒あるところはですね。というようなことをやっているのと、そうすると行政が町並み保存を観光資源にしたいということと、市民が残したいということがあるところで重なって、かなり町並み保存になっているのですが、そういう、この神楽坂もそういうことになることを期待しているのですね、私なんかは。

したがって、このことによってどう、住民にどういう変化が起こったのか、地域社会にどういう変化が起きようとしているのかということをもものすごく関心を持って打ち出してもらっているのですが、今やっぱり年柄なのかな、いまいち地元に対する愛着が少ないとか、どっちかという世代が変わっちゃっていて、代々受け継いでいる人たちは古いのを残すようですね、また。本当は建てかえたほうが楽でいいなんて言っている人もありますから。

だから、そういう市民が、どっちかというところに生活している人たちが、地域社会がこういうものをどう考えるかというふうなことを、できればもう少しこのNPOの側がその人のリードをしてもらって、そのためにはこういう建物の保存が必要だ、こういう町並みの保存も必要だという運動にしてもらおうと、行政の施策と一致すると思うのです。

このまま行っちゃうと、NPOがミッションでずっと勢いよくやればやるほど、NPO先行になっていっちゃって、住民が後からくっついてくるのがやっとなっちゃって、ああ、それじゃあというような話が出てきちゃったりなんかしないとも限らないでしょう。

だから、これは入り口だと思うので、そこは行政の施策としてもこういうことをやろうとしているわけですから、調整をとってもらって、遅くてもいいからやっぱり地域社会全体が抱えられるような、そういう変化を期待したいというのが私の関心事なので、その意味で住民が受け身というよりも住民、地域社会、住民がもうちょっとどうしたら、ちょっとそこまで行くかどうかかわからないですけど、主体を担えるのかということを少し意識してもらった活動をしてもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思っているのです。

現段階では地域全体としての機能は十分検証できていないとか、まだ不十分だとか、それはそうでしょう、2年ですから。やっているほうはもうそのことを相当な自分たちのミッションとしてやっているわけですから、そのところを少し住民がもう少しだから行政、NPO、住民と三者が一体化するような、そんなようなことを少し考えてもらったほうがいいんじゃないかなと。もっと強めてもらったらいんじゃないかなと思うのです。感想も含めて言わせてもらいました。

久塚会長 ほかにはいかがでしょうか。竹内さん。

竹内委員 竹内ですけど、では、3点ほどちょっと。一つは範囲、震災による影響があったりして範囲を柳町とか広げられたわけですけども、今のままではあまり登録されているの見込まれないので広げていったのか、それとももっと要するに広げていって。

久塚会長 では、1点ずつ行っていいですか。

竹内委員 では、1点ずつ。

久塚会長 では、今の広げたのは、うまい言葉で言うとずばり広げないと対象物件がないから。

竹内委員 そうですね。

事業者 今、後でお配りしたもののの中に神楽坂界限というのがいろいろありますが、神楽坂界限、これは去年調べたものの中で、積み残し部分で、まだほかにもあるのですけれども、とりあえずアプローチしているものです。できていないものもまだあります。

ちょっと今回我々として建物に主眼があるには主眼はあるのですけれども、それはベースはまちづくりをどうやって進めるか。保全型の神楽坂のまちづくりをどうやってするか一つのツールといいますか、手だてとしてこれを考えてこれを導入したという経緯がありますので、例えば神楽坂、イコール花柳界。では、花柳界の建物だけピックアップすればいいのかというと、どうもいろいろその前段階の調査ではそうじゃないと。花柳界の、商店街も実は花柳界に関連しているようなお店もありましたし、ただ残念ながら今全部失われちゃった状態ですね、昔のものは。

それから、近くに住居として住んでいたもので、この花柳界ゾーンにはないのだけでも、置き屋さんというわけじゃないのですけど、いろんな三味線の師匠とか……先生がつかっていた建物もありまして、それはこの周辺にあるのです。

それから、神楽坂のこの繁栄を支えていたもう一つ技術、それが大工さんが結構いまして、大工の棟梁が。その彼らがやっている仕事というのはおもしろいものがありまして、それが一般の住宅だったりとかいろいろしています。

それから、文化的なもので行くと矢来の能楽堂とかそういうもの、宮城道雄さんのもありますので、少し今回2年目、1年目はとにかく5件と言いましたし、今回7件と言っているものですから、せいぜい2年間で12件ぐらしかちょっと動けないところがありますので、それでちょっと用途的にちょっといろいろ広げていこうということで考え、一つ考えています。

それで、もう一つは推薦がいろいろありましたということを上申していると思うので

すが、その方々は我々の調査を超えてもっと幅広く昔のことをご存じの方々がおられて、かなり年配の方ですけれども、昔子供のころにこういうのがあったと。今でもこれはこうだったとか、いろんなこととお話しされます。それでスポット的にこう離れちゃったところ、それから神楽坂の今の毘沙門天の元の本堂、木造の本堂が移築されているとか、いろいろ情報が入ってきまして、それはたまたまやっていたら外れちゃったということなのですけど、エリアから外れちゃったということなのですけれども、やっぱり神楽坂の歴史にかかわるものとかゆかりのあるものとか、まちづくりに縁のあったもの。

昔の例えば柳町とか、もうちょっと北町から柳町のほうにかけてというのは、焼けなかったがために古い長屋門風の住宅があったりとか、土蔵の蔵もあります。それから、昭和の初期ぐらいに結構お金持ちの人が育って、そこで洋館風なものを建てたりとかしているのですね。それは残念ながら神楽坂の中にはもう失われてしまっているのですね。

ですから、ちょっと幅広くエリアをとらえて、神楽坂の文化を支えているものということで見たいということと、いろんな用途のものをとりあえずまぜておきたいと。我々もこの手引書をちょっとつくりたいと言っていますので、住宅だったらこうだろうとか。

久塚会長 結論から言うと、神楽坂を中心にしてはいるけれども、それを支えていたさまざまな要素まで中に入れたほうがよろしいということですね。

久塚会長 竹内委員、よろしいですね。はい、二つ目。

竹内委員 それで、今マニュアルのちょっと話が出たのですけれども、今回これ、検証シートなんかを見ると、他の地区へ応用できるようにマニュアルをつくってこうというようなところなのですが、このマニュアルの内容的にちょっとよくわからないところ、项目的にずっと書いてあるのですけれども、例えば先ほど言っていた優遇処置の件ですとか、そういう登録したくなるような内容のものにできればしていただけたらいいかなと思うのですけどね。

この間、渡辺さんが「10年後の神楽坂」と言って何か提言を出していましたよね。あーいった内容みたいなのをこう載っけてもらって、なるべく皆さんがそのマニュアルを見て提言できるようなスタイルにさせていただくと非常にいいんじゃないかなという感覚をちょっと思ったものですから、そういうのが入っているかどうかちょっとわからないのですけど。

事業者 項目についてはこれから区との調整になります。

竹内委員 そうですね。

事業者 技術的などところについては昨年から今年にかけて大体わかっています、それをどれぐらいかみ砕いていくかだと思います。

竹内委員 そうですね。

事業者 手引書じゃなくて、こう何か読み物みたいに出したほうがいいのか、どうするのかなとはちょっと思っています。

久塚会長 そうですね、やっぱりあまり正しく詳しく書いちゃうと離れていくし、かといっていいところばかり書くとだまされていたみたいな話が出るとややこしいので、マニュアルづくりって難しいですね。

事業者 そうですね。

久塚会長 竹内さんも何か住民としてというか、アイデアがあったら、マニュアルでこういうことが知りたいということがあったら。

竹内委員 うん、何か今ちょっとダアッと見ていると固そうな内容が多かったの。

事業者 そうですね。

宇都木委員 多分ね、これ、資産の評価にかかわるようなやつは全然入れたら困るといふ話になる。

竹内委員 そうですね。

宇都木委員 だけど、資産にかかわるようなものが入らないと価値が評価できないのだということもある。

竹内委員 難しいところですね。

久塚会長 やっぱり国税のこともありますからね。三つ目、いいですか。

竹内委員 あとですね、これ、一番最初のほうに断念したところなんですけれども、路地裏界限とか町並み、というかここは非常に神楽坂としては重要だったところなんですけど、もうここは制度上難しいので断念しましたとなっていますよね。

事業者 この中でです。

竹内委員 ああ、この中ではね。

事業者 我々としては後半に、ここに書いてあることを全部やっていますので、ほかの手だてを考えています。

竹内委員 それで、もともとこの文化財登録というのはそういうところが壊れていっちゃうので困るので、登録することによってそういうのを壊さないようにしたいという意味合いがあった。

事業者 はい、そうです。

竹内委員 と思うのですよね。そうすると、幅を広げるのもいいのですけれども、その町並みのところにそういう登録がないと、またどんどんビルが建って壊されていっちゃうというところが非常に課題だと思うのです。それと今、何か拡張の工事があって、道路が30mとか20m拡張するという。

事業者 そうです。

竹内委員 話も入っているので、その辺をとらえて、この事業として、では、協働事業、今年度で終わりになっちゃうのですけれども、では、それ以降どういうふうを考えられているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと。

事業者 例えばこれ、2冊目のキーワード集ですけれども、ここには都市計画、地区計画から都市計画の道路の問題から、計画からあらゆるものが入っています。このキーワードに対応することを1個1個やっていかないと神楽坂はだめだろうということが我々の大前提になっていまして、包括的に1回まちを扱うというのが我々、連携のまちというのもテーマです。

その中で、例えば地区計画みたいなのをやってみたら、やっぱり枠組みは決まったけど、個々には壊れちゃうと。ボロボロに穴があいている状態なものですから、それをどうしたらいいのだということで、即効的なものとして、お金もない我々が即効的に何かするのはやっぱりちょっと意識に訴えるしかないだろうということで、登録文化財ということをやってみよう。その効果を見たいというのと、別に今、黒塀プロジェクトとかちょっと中継的なこともぜひ追っかけて、これ、やっていますけれども、ちょっとずつそういうことをやりながらでも引き続きずっとやるつもりでいます。

路地周りは本当に1軒1軒つなげて、1軒1軒登録しようというのがもともとの作戦なのですけれども、そううまくは残念ながらいかなくて飛び飛びになっちゃって、真ん中でやっぱり開発の話が起こっちゃっているのが実情で、その開発の人が真ん中にいると結構かきまぜて、周りをこうやっちゃうものですから、我々が行くと大体こう門前払いというのが当然あるところもあります。

ですから、あまりこう刺激を与えとろくなことがないので、ここはちょっと様子を見ながら、ちょっと時間はあまりかけられないけれども、ちょっとかけられる時間はかけて、あの手この手でやるしかないのかなとは思っています。

竹内委員 これ、区のほうとしても継続することを何かお考えなのでしょうか。

事業課 協働事業としての掘り起こしというのは今年度で終わりです。

竹内委員 そうですね。

事業課 この間、初年度にローラー的に悉皆に調査して、候補物件なんかも挙がっている中で、それこそ地域文化財的な要素で、所有者の理解が得られればということにはつなげていきたいなというふうに思っているところですね。

また、40年で地域文化財で、10年つながればまた登録という芽も将来的には出てくるということもありますでしょうし、そういったところで。

竹内委員 何かそういった経常事業的なものはあるのですか。

事業課 経常事業というか、文化財の保護・保存という経常事業の中で地域文化財制度もやっておりますので。

竹内委員 わかりました。

久塚会長 難しいよ、やっぱりね。あまり喜ばれる役割じゃないですよ、1軒1軒の地域を回って、人の持ち物にこうしませんか、ああしませんかみたいな話に近いような。意地が悪い人はそう聞いてしまいますよね、何しに来たと。

事業課 もう今回地域文化財10件認定しましたけれども、やはりその同意というのが、ご所有者さんの同意が前提ですので、やっぱりそこが一番のハードルだなというふうには感じました。区の地域文化財というのはほとんど縛りが無い、表彰制度みたいな保護制度なのですけれども、それですらそういった、まあ、ちょっとやめておいたほうがいいんじゃないとご注進される周りの方が存在するのだなというふうに思いました。

久塚会長 何か一緒にやって共通した利害にかかわるような、高齢者の問題とかそういうなりやすいけど、この事業は私有財産、私的な所有にかかるものに本当は手をつけていないのだけれども、何か財産に影響があるようなことをNPOや区が考えているんじゃないのみたいな話として捉えられてしまうと、地域の皆さんの賛同が得られない、誤解が生じるということになってくる、だから、竹内委員がおっしゃったようなマニュアルみたいなものの中に、ただマニュアルだけじゃなくて、NPOがやっているようなことを幅広く理解してもらえとか、住民として理解してもらえようことを同時にやっていると思いますけど、何かさらにやられたらいいんじゃないかと思えますけどね。

事業課 工夫したいと思います。

宇都木委員 やっぱり価値観を変えなきゃだめだろうね、地域社会も住民も。

事業者 そうですね。

宇都木委員 住民も。

事業者 はい。

宇都木委員 パリのまちみたいに、あんな汚い古い石や石づくりのものであっても、まちに愛着が出てくる。

久塚会長 そう、みんなが、ごみをパッパッパッパ捨てても、それがいいと言うのだもの。

宇都木委員 あんなまちづくりの、あんなまちづくりが残っているのでしょうか、まだずっと、あんなところに古い300年もたっているような。それで、それが価値観なのですよ。だけど、ここの日本はそんなの、特に江戸なんていうのはもうしょっちゅう火事があって、だから簡素な建物でいいのだと。燃えてすぐ建てかえりゃいいのだという話だから、だからもうちょっとそういうところに変化が起きるとすれば、やっぱり地域に対する価値観とか歴史に対する価値観とか、そういうものが人々の意識に変化が起きないと。それは私有財産を制限する話になっちゃうのですから、みんな。で、役所が出てくると、ああ、何だと。また、規制がかかるんじゃないかとかそんな話でしょう、仕組みられたみたいな話だけど。だけど、そこがまちづくりをどうするかという大きな議論がやっぱり必要なのでしょね。

久塚会長 観光客が地震の後、また少し戻ってきていて、中国、韓国、多いですよ、新宿区役所のあたり、バスがとまって。あの人たちがデパートとかユニクロだとか行くだけじゃなくて、多分足を向けられると思うのです、神楽坂のほうにも。最後は飯田橋というか、あっちの坂におりていって、あのあたりの居酒屋のビルみたいなのに入っていくのなんかはもったいないじゃないですか。手前でぐっととめないといけない。

それが日本人だとかヨーロッパの古いものを見ている人は何となく感じる人がいても、それをわからない人にはわからないのですよね、全然ね。いいと言ったって、何であんなのがいいのみたいな話になっちゃうから、だから、じわっじわっと、効いてくるようなことをやらないといけない。

事業者 そうですね。実は日仏学院、あれも、ノミネートしようとして交渉しているのです。大使館を通じて、初め日仏学院に直接行ったらあっさり断られたので、大使館経由でずっとやって官庁と話をし、それでなんですけど、残念ながらあれってフランス政府の持ち物なのです。

久塚会長 はい。

事業者 それを、ですから今、外務省を通じて、向こうの、フランスの外務省に行っていると思いますけど、なかなか返事が来ないですね。

久塚会長 来ないでしょうね。

事業者 なかなか文化施策というのは一つに、文化の国フランスと言うけれども、そう簡単には動かないということがわかりました、本音ですけど。

久塚会長 あその国、もう本当に国家が後ろにある文化みたいなものですから、一市民の自立した文化というのとはちょっと。

事業者 違いますね。

久塚会長 はい。だから、そうは言っても、先ほどどなただったですかね、ほかの都市のことを事例で出していましたけど、苦勞しているのですね、やっぱり小樽の赤れんがでも横浜でも、北九州、門司もそうだけど、ああいうもの、それからずっと近代になって鉄のまちとか石炭のまちを残そうとやっても、中々、それよりもっと古いところで、しかも私的な所有にかかるようなものを残そうとか、よりよい形にしようとしても障害がたくさんあるという。その障害は区や国ではなかなか取っ払えない。取っ払おうとすると、権力の行使になります。それをやれるのが住民だったりNPOだったりするところから協働というのが、こういうので価値があるということを宇都木委員は言いたい。

宇都木委員 はい。

久塚会長 ですよ。多分宇都木さんは協働事業としてどうだと、NPOはうまくいっているけど、協働事業としてどうだというのはまさに文書で書くと、この中には「おかげで」という文章を本当に入れたかったかどうか知らないけど、一応入れたわけですよ。

ただ、あれが入っちゃうとちょっとそうじゃなくて、協働でこうなったのだということだと思ふのです。だから、それぞれが持っているプラスのところと、それぞれが持っている住民から見たらマイナスのところもあると思ふのです。区が来たから信用できる。逆に区が来るとちょっと疑う。それが協働になってうまく1個の事業に変わっていったときに花が開いてくるというのを何かさらに目指していただければなというふうに私は思います。

事業者 はい。

宇都木委員 真壁なんかもう高齢化がどんどん進んじやっているでしょう。そうするとお年寄りが2人しか入っていないのですよ、でっかいうちで。150年もたっているなんていう造り酒屋が。もう不効率でというか、もう寒くてしょうがないのですよ。だから、直したいのだけど直すのも中途半端に直せないからと、買いにくるのでって、古屋を。

それを売っちゃえばいいのだけど、売ると周りからあいつら金が欲しくて売られたのだとこうなるから、周りの牽制もあってなかなかできないんですけど。そういう話ですよ、現実的には。生活にとって必要ないものになっちゃっているのを、それを歴史的な建造物として、町並みとしてどうやって保存するかというのは並みなことではなかなかできないので、そこを、その価値観をどうやって醸成していくかということはまちづくりが、この事業のまちづくりの根幹だと思うのです。ここがうまくいかないと、結局対立になっちゃいますからね。

事業者 そうですね。

宇都木委員 うん。

久塚会長 そうですね。対立になったり、お金に変えて幾らになるのだという話ではないところをまさに行政がやるわけです。もうかって法律でというのであればだれでもやるので、NPOと行政が絡むというのはそういうところの大事さだと思いますけどね。

宇都木委員 市民的価値観を大切にしてもらおうという、そういう地域社会にそういう意識が芽生えてくれば、地域文化というのはおのずから方向性が出てくるのだから。

事業者 そうですね。

宇都木委員 やっぱりそこは、だけどそれをやらないといずれ行き着いちゃうのですよね。

事業者 ええ。

久塚会長 新宿は多いですね、フランス系の方が。だから、うまくすればどうにかなるかもしれません。頑張ってください。

事業者 はい。

久塚会長 時間来ましたので、ヒアリング、意見交換を終わらせていただきます。今日はお忙しい中ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

伊藤委員 存在感を知らしめて知ってほしいけど、難しい事業ですね。一般に来た人に見てもらい、ああ、こんなものがあるのだとか、それがやっぱりそのまちの歴史がつくってきたものだし。

事業者 ええ。2通りありますね。住宅で使われている方はちょっと困っちゃうけど、事務所とかレストランとか、そういう文化的な興業に使われている方はもうぜひぜひというのでプレートも出すわ、もうマップはつくるわ、そうされ始めていますので。それ

はそれでいいのかなと思うのですが。難しいですね。

久塚会長 どうもありがとうございました。では、委員の先生たちはあと10分ちよつと中でこの事業についての意見交換を終えて、それから15分間休憩をとりたいと思います。

(NPO法人粋なまちづくり倶楽部・文化観光国際課担当職員退席)

久塚会長 ご意見あれば15分まで、意見交換の時間です。

伊藤委員 いろいろ問題が複雑ですよ。そういうのをこう洗い出して、区の文化財ないしは登録文化財で集めるのはいいのだけど、それをどうやって区民の人、町内の人に知らしめていくという問題と、それからこの新宿というまちに来た人に知ってほしいという。あまりそこが進んでいくと、さっきもいろいろあったように私的なものを侵されるという、そこを区はどうしていくのかなと。

谷中あたりだと通りがあるよね、1キロぐらいずっとこっちとど真ん中あたり、それとその物件のあるところにこうだって説明書きや何かあるのだけど、どんなふうにそれをしていくか。

久塚会長 もし協働事業とかNPOがなかったらどうなったのかなと想像しながら聞いていましたけどね。ほかの協働事業や福祉系を含めて、それは非常に大切だし、広がりというのはピンポイントかもしれないけど大切なものとわかりやすいですよ、お互いに援助するとかそういうのは。

でも、これは効果とかあったからどうだというのはなかなか見えにくい。見えにくいけれども、歩いたら確かに神楽坂という、いいなと思ってだんだん変わってきていますよね。

野口委員 むしろいい活気が出てきたんじゃないですか、神楽坂は。

的場委員 何か観光とかのあれで栄えていってしまっていて、多分私とか子育て中の親にとっては住みにくい場所という感じになっていて、たまにお散歩に行ったりとかする分にはいいのですが、ベビーカーを使って歩道は狭いし、エレベーターはなかったりとかで。やっぱり住む場所としてはそんなに魅力をあまり感じないのですが。その辺の何か昔からの方との温度差というのはやっぱりあるのかなと思います。

久塚会長 そうですよ、観光客とかね。

野口委員 だから、観光地と住まいとはちょっとやっぱりあれが違うのですよね、まち

の何というか、つくり方。例えば京都だってそうじゃないですか。もう御所の周りというのはすごく静かでもって、ものすごくまちとしては住民はすごく安らかな場所ですが、いざ今度は京の三条のほうとかあっちのほうに行くと、もう繁華街で観光地で、夜はこうこうとネオンがピカピカですから。だから、そういうふうなまちというのは、では、神楽坂はどういうふうなまちにしたいのということで考えると。

久塚会長 だから、ただ昔はそういう食と生活だとかが全部一緒、一体だったわけですよ。それで、近代以降随分こっちになって稼ぐところと住むところを分けていったので、それ、神楽坂の場合にはまだ一体として残っている部分をそのまんまの形で残したいという思いがあるので、難しいですね。

野口委員 そうですね。

久塚会長 ある意味、京都で言ったら木屋町のあたりの、先斗町あたりの住民もいるし、検番もあるみたいなどころを一緒に、わあ、外国人が来て和傘差して、げた履いて歩いたらおもしろいけど、12時過ぎには歩いてくれるなという話になりますよね。

宇都木委員 もととのまちの組み合わせが変わっちゃっているからね。

久塚会長 ええ、ええ。

宇都木委員 だから、花柳界があって、あれでその周辺が成り立っている仕事が、花柳界が細くなるとみんな八百屋も魚屋もなくなっちゃうからね。

久塚会長 全部残せみたいな話になってもね。

宇都木委員 京都から東京に遷都した時に、みんなついてきたのと同じように、やっぱりその生活自身がもうそういうその地域と生活が成り立ってきたものが、どこかが壊れるとみんな壊れていっちゃうわけだよね。

久塚会長 ええ。

宇都木委員 そこをどうやってそれらしきものを残していくかというのは、単純なまちなみ保存じゃないから。

久塚会長 神楽坂に象徴みたいな、例えば京都で言うと八坂神社みたいなのがあったら、門前町みたいでダアッとお土産屋さんが残るけど、さて神楽坂に何があるかなとなると。

竹内委員 それで、まちの姿をこうどう残そうというのは住民の考えの基本なのですかね。どこが考えるのですか。

宇都木委員 いやいや、もう本来住民が、自分たちが住むためにどうあるべきかということ、そうじゃなくてその地域全体が稼げるようにするためにはどうするか。例えば浅草

の観音様なんていうのは、観音様を商売の中心においているわけでしょう。そういうまちの残し方と、実は静かに生活をしたいという意味と、ここは子育てにいいまちだよねというまちとは違うのですよ、やっぱり。

野口委員 誰かがそういうリーダーシップをとらないと。

久塚会長 今はやっぱり難しいところだと思います。

宇都木委員 だから、地域住民の人たちがどの程度までの許容範囲で残すかという共通認識を持ってやらないと利害対立になっちゃうのですよ。

久塚会長 お金のところで利害を図って調整するのか、NPOがお金じゃない形で、古いものの価値みたいな形で利害調整するのかというせめぎ合いでしょうね。それで、新宿区が出て行くと、また権力を行使するんじゃないかみたいに誤解されちゃうこともある。

宇都木委員 だから、登録文化財がある意味じゃその呼び水になって、そういうものがこのまちには残っているのだよ。そういうものが登録するのがあるのだよ、だから残しておけばいいねという町並み保存のための材料に使っているのでしょう。

野口委員 そうですね。

伊藤委員 難しいのは混在していることだよ。

宇都木委員 そう。馬籠とかああいうみたいに一つのところが全部それであればいいけど、入り組んで虫食いでいろいろが混在していて、そこの統一、意見の統一なんてなかなかできないよね。毘沙門天周辺の、昔、花柳界がずっとあって、黒塀がいっぱいあって、芸者さんが行ったり来たりしているなんて、そういう風情がなくなっちゃっている。

久塚会長 だから、やっぱりある意味非常に難しいところを、よく言えばNPOしかできないようなことをやっているのだけれども、さて、それがどこまで思っていることが中まで浸透できるかと言うと苦労している。

的場委員 だから、さっき町内に広めるのにまち歩きマップとか本とあって、本も紹介されていましたが、あの本を手にする方が一体どのくらいいるのかという、それで広めていくのってなかなか難しいなど。

久塚会長 押し出し要因というより引っ張り要因を強くしないと引っ張れないとかね。

宇都木委員 今、はとバスとか1日散歩コースみたいなのに売り込みに行っているのですよ、みんな地域が。これぐらいのこういう弁当が食べられますとか、名物料理がありますとか、そういうものの中に組み入れようとしているわけでしょう、ああいうのを出しているということは。

久塚会長 それ、外国で売っている日本版の『地球の歩き方』、ああいうやつにどんどん出していかないと、ということですよ。

野口委員 結局あれですかね、この粋なまちづくり倶楽部のやっている事業ですね。結局今までやっていた事業を拡大しないと、矢来町とか柳町とかそっちまでしないと物件が出てこないということですかね、はっきり言えば。

久塚会長 竹内さんの質問はそれに近い。

野口委員 50年以上ということで歴史的に存在しない。

久塚会長 結局新宿区の事業として進めていこうとするならば、神楽坂を出すのであれば、神楽坂でなりわいを立てていた人たちのところという意味で広げるというやり方なのでしょうね。

宇都木委員 でも、それは地域、地域で、だから、ああ、そう、あそこでもやっているよ、ここでもやっているよという幾つかのところが出てくると、その価値観みたいなものが広まってくるのですよね。

野口委員 ええ。

宇都木委員 だから、神楽坂だけじゃなくてほかのところもやらないとだめでしょうね。

久塚会長 では、ちょっと三十二、三分まで休憩いたしますが、よろしいでしょうか。

(休憩)

久塚会長 今日、あとお仕事大きいのが二つございます。二つ目は点数を入れ込んでいく、評価点の決定ということになります。事業は二つで、中途失聴・難聴者リハビリテーション事業と乳幼児文化体験事業について、お送りいただいたものにつきまして、事務局のほうで点数を入れたものが資料のⅡの①、②という形になっています。それについて点数を、評価点を決定するというのが今からの仕事ということになります。

資料Ⅱの①をお手元にご用意ください。

まず、1 ページ目、1 番、とらえ方につきましては③。原案に近いものを発言していく形になろうかと思えます。

2 番につきましては同じく③ですね。

3 番につきましても1 番と一緒に③です。

4 番目につきましては、これはちょっと難しいな。これが今までこういうの、イーブンに分かれて③番と④番というのはあまり見たことがなかったですが、これ、どうしていきますかね。

伊藤委員 あまりないけど、多分これ、読んでいると下じゃないのかね、内容を見ていくと。

宇都木委員 うん、そう、はい、④。

久塚会長 はい、では④番といたします。よろしいですか。

では、5の項目は③。

6番目の項目につきましては。

宇都木委員 消極的だけど③だよ。

野口委員 そう。

久塚会長 ③。6番目、項目6、③でよろしいですか、はい。そうします。

項目7、④。

項目8、③。

項目9番、④。

総合評価、4。

的場委員 D。

久塚会長 4じゃないD。これは2年目のものですね。Eというのは何ですか。

野口委員 かなりの改善ですね。

久塚会長 あと何カ月かありますけれども、改善という形になるように。

宇都木委員 そうだね、一応注文つけなきゃいけないでしょうね。

久塚会長 はい。以上、よろしいでしょうか。

事務局 それでは、既に評価コメントを頂いておりますので、評価結果に照らし合わせてコメントを調整してまいります。

久塚会長 これからは、いただいた評価点との関係でコメントを調整をしていくという作業になります。伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 今のでいいのですけれども、この総合評価コメントの一番上のBのコメントがありますよね。

久塚会長 はい。

伊藤委員 そこで、「その一方で、昨年度からの課題であるアウトリーチや受講者間のネットワーク・交流が残されており」じゃなくて、「アウトリーチや受講者間のネットワーク交流が以前として解決されていない」と、ここの記載を整理するコメントの中で強く出してほしいんですけど。

宇都木委員 そうすると、Bが変わらなきゃいけないということですか。

伊藤委員 うん、Dでいいのです。この総合コメントのBにある、この言葉を入れてもらえればということです。

久塚会長 このコメントの最初に、ヘッドにあるBとかCとかいうのは残さない形になるのでしょうか。

伊藤委員 はい。残さない形になっちゃうから、まとめる際に、そこを抜いて強く表現してほしいなと思います。

久塚会長 よろしいですか。

事務局 はい。評価は変わらず、コメントを調整するということですね。一つ確認させていただきたいのが、4ページの役割分担の決定方法のところなのですが、今、③番と④番で3人、3人になったところなのですが、そこで③につけた方の3番目の方、「対象者の発掘に対して、それぞれが必要な役割を果たしている」という評価なのですが、それに対して一番下、④の3人目のところの評価のコメントのところでは、その「講座への参加者の獲得への役割が明確となっていない」と、ちょっと反対の意見なのですが、委員の方たち、皆さんとしてはそのどういうふう感じていらっしゃるのかなというのを伺いしたいなと思ったのです。

宇都木委員 全体の意向としては④、だから④を生かす。

事務局 はい。

宇都木委員 全体としては④に判断した以上は④のほうをとる。

事務局 では、役割が明確となっていないということでまとめていっても構わないでしょうか。

宇都木委員 はい。

久塚会長 どなたがどうこうというのはわかりませんが、その③につけたほうは対象者の発掘という意味で役割を果たしている。その発掘がうまくその効果がどうこうというところで、役割分担、発掘ということと、その結果としての役割分担みたいなことに分けることも、役割、対象者の発掘に対してはそれぞれの役割を果たしている面があるけれども課題が残っているみたいな。発掘の段階でとまっていて、その後の結果としての役割分担、区の職員が講座に出席して実施状況を把握するだけでは、だからそれなりの発掘については役割をある程度果たしているものの、それをどう生かすのかということについてのそれぞれの立場、NPOと区側の分に立っているのは限界がありますよというようなイメ

ージになるんじゃないですかね。

事務局 はい。

久塚会長 そこにとどまらないように、発掘だけにとどまらないように今後展開をという形でよろしいですかね。

事務局 はい。

宇都木委員 はい。

久塚会長 はい。これが一つ目です。

二つ目、①、②、③というふうにはばらけておりますが、これは②でよろしいでしょうか。

野口委員 そうですね、はい。

久塚会長 項目2、②でよろしいでしょうか。

項目3、②番。

4ページ目に移ります。これはどうだろう、②それとも③ですか。③にいたしましょうか。

宇都木委員 はい。

久塚会長 で次は項目5なのですが、①番と②番と④番というふうになっていて、私はこのまま見ると②だと思えます。それで、さらに悩みが深くなるのが②番と④番だけというのが項目6。

竹内委員 6は②ではないですか。

久塚会長 ③にしなくていいですね。

野口委員 はい。

久塚会長 はい。項目の7をお願いします、②。比較的高い点数ですね。

宇都木委員 高い点数ですね。

久塚会長 項目8、これは先ほどと一緒です、②ですね。

これ、9番も先ほどと一緒のパターンがありましたが③という形になろうかと思えます。

それから、総合評価、これがBですね。

よろしいですか。

宇都木委員 Bですね。

久塚会長 はい。この1個目と2個目がBとDという形になって、大きな分かれ目というのはどういうイメージですかね。協働ということを念頭に入れたときに、一つ目と二つ目、BとDに分かれて、決定的に違っていますが。伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 これを読んで感じたことなのですが、この4と5番、次の方まで関連していくのですが、ここでつけている2というのは、この事業自体がちゃんとやっている、事業目的というか、目的に照らしてやることをやっているというイメージ。

それともう一つ、これ、下のほうで④というのが3カ所、4カ所出てくるのですが、ここがもっと深く深掘りして考えていて、子育てのこのわらべうたのこれ伝承が、子育ての一つのツールとして本当に確立されていくのかどうかということで書いてあるように感じるのですが、これね。

久塚会長 はい、二つ目の事業について。

伊藤委員 うん、その検証がなされていることが大事と理解しているのですがね。

久塚会長 ああ、そうすると二つ目の事業は、④番につけているものもあるところがあるけれども、そこの検証というところに割にこだわっておられる。

伊藤委員 そうですね。事業自体はやっているというイメージで、僕は読ませていただきました。

久塚会長 伊藤委員にお伺いしますが、その一つ目の事業が総合評価がDだったのですよね。それに対して二つ目はBだったのだけど、その一つ目と二つ目の事業が違う形に結果としてあるのは決定打としてはどういうところに差があるような感じがしますか。

伊藤委員 この2番目の事業というのは拡大していますよね。市民の動きが様々なかたちで出てきたり、それを根づかせていけるか、やっていますねと。

久塚会長 なるほど。

伊藤委員 ①の方は一定のところまでとまって、狭い範囲での受益者というかな、そういう方の参加系ができていないねと。参加してきている講座もある、いろいろそれが本当に巻き込んだ形で事業展開なされていけるのかということまでは全然、この前の話を聞いた中でもそれは理解できなかった。

久塚会長 なるほどね。それでは、その1番目の事業がもうちょっと広がりを持つためにはどんな工夫をすればと考えますか。

伊藤委員 役割分担や対象者の掘り出し、高齢者のところと身障者のところで、それをどうやっていくのか、片方は高齢者、片方は身障者で集めていくのか、それともそれをドッキングして重なるところで集めていくのかという、そういうことまでやっていかないと。

そこら辺がこの協働事業として、今では遅いのだけどその問題。そうすると、身障者を主体とするのか、もし、高齢者を主体に置くと、高齢者の中途難聴・中途失聴のほうに

なっていくし。だから、それもこう世代のものもちょっとどういうふうにしたらいかなというイメージもあるのですよね。

久塚会長 非常に重要なことをやっておられると思うのです。ただ、中途失聴・難聴にとどまってしまうんじゃなくて、それが聞こえないとか、結局うまく聞こえないというようなことが生活のところでどういう影響を及ぼして、あるいは意思の疎通がうまくいかないということがどういうふうになっているのだということまで見ていくとすそ野は広がっていくと思うのです。

だけど、具体的な現象として聞こえにくいというところに少しとどまり過ぎているのかなという印象はあるのです。

伊藤委員 あとは予備軍というかな、これからそう、高齢者問題を抱えるときにはここにも一部書いてあるのだけど、なっていく人、私たちを含めてなっていく人が多いから、その人たちに対してどういうふうになりかけの人に対してどうやって啓蒙してそれに備えていくかとか。

久塚会長 そういう人たちの参加も求めていることはいるのですけどね。

伊藤委員 そう、だけどそこが入ってきていないじゃない。だから、この高齢者と身障者の集め方も気になるのですよね。

宇都木委員 ここにも書いてあり、指摘されているけど、聞こえない、中途難聴者ということを強調すればするほど、やっぱり高齢社会全体を見たこの高齢者対策の中に入っていくことになるよね。

久塚会長 難しくなっていくのですね。

宇都木委員 それは、例えば認知症もそうだけど、そういう人たちもたくさんいる、一人暮らしの人たちもいる。介護保険で困っている人たちもいる。そういう人たち、広いさまざまな分野の一分野を担うには、それなりの全体背景の中で、この部分ですよと位置づけられるような中・長期政策があって、この事業はここを担っていますというふうに区民に対して説明ができないと、その人たちのためのことだけをやっていれば問題が解決するかと言ったらしないのでは。周辺のことの方がより大事じゃないですか。

伊藤委員 社会の中でのという捉え方は大事だね。

久塚会長 もっと言えばこの団体がネットワークを二、三個も持っていてやると、そこはでき上がってくる期待はあると思いますね。

宇都木委員 ここの団体が直接やらなくても、例えば戸山団地で高齢者のサロンをやっ

ている、そういう人たちの集まりの中にこの人たちが入っていったら一緒に事業をやるとか、そういう日常生活の中にそういうものを、この聞こえない人たちのためだけじゃなくて、日常生活の中にそういう不自由な人たちがどうやって取り込まれていったら全体として支えていくかという、そこを考えてもらうことが大事。何人集めたかということが目的化しちゃうことではないと思う。

久塚会長 広がりを持たせることができれば大事なことをやっているという評価がもっと高くなると思うのですけどね。

宇都木委員 どうしても団体の話ばかりになりがちなところが残念ですよ。

久塚会長 竹内さん、どうぞ。

竹内委員 いや、私は宇都木さんが言ったことには賛成なのですが、結局難聴者じゃなくても、一般の人でも高齢者はそういう場をつくってコミュニケーションをとっていくのは非常に難しいと思うのです。それを難聴者でやるという話は。そういう意味では何か交流を持たせるしかけ方とか、何かそういうのがやっぱり必要かもしれませんね。

伊藤委員 難聴者の人の社会参加を念頭に置いているとすれば、今、竹内さんが言われたように一般の人との、健常者との触れ合いの中でそれをいかに理解してもらっていくか、そのツールというか、その開発が必要でしょうね、ここでやるべきはね。

竹内委員 講師をやっている人たちが、どういう位置づけに、どういうふうに思っているかというのも非常に大きいと思います。多分そこまであんまり考えてないのではないのでしょうか。

宇都木委員 技術論として、こうすればよく聞こえる、聞こえない人でも生活できるようになりますよ、そのための技術は、生活の舞台はこうですよというのは確かにあると思う。でも、そのことと併せて、まち全体がその人たちを支えていく、そっちをどうするかとか一緒にやらないと。

伊藤委員 そう、一緒に融合して生活していくにはね。

久塚会長 この間、聞いたときもだけど、やっていることの重要性というのは否定できないわけじゃないですか、すごい大切なことをやっているという、福祉の問題は大体そういうふうに見ますので。やり方、だめだよという話にどうしてもならない。しかも、サポートするというよりは当事者に近い方が中心に座っているので、行政はすごい難しいと思うのです。

宇都木委員 だから、社会に共有してもらえそうなオープンに、当事者がオープンに

なっていくことが大事だと思う。励まし合っということも大切だが、この人たちが自立して地域の中で生活していくために、どう地域との関係を構築していくか、そのためにどう多くの人を巻き込んでいくか。支える側はどうすればいいのか、両方から考えていくことが大事だと思う。こうすればコミュニケーションができるよ、手話を覚えればということと併せて、地域との関わりを持つために、地域の側にどうしかけていくかということが必要なのではないか。

久塚会長 協働事業提案で採択された後、そういうチャンスというか、あったのだけど、逆に言うと、なかなか2年間じゃ難しい事業なのだろうなという気がしますよね。

宇都木委員 だから、そういう大きな仕掛けをつくっていく入り口に立ったから、今年はこちらまでの取り組みだけど、次には社会的な枠組みをつくっていくとかという、そういう段階的な中期的な事業計画というのをもっと出さないか。

久塚会長 20年計画とか10年計画で自分たちが社会とどう向き合っ自分たちもこうするのだというプログラムの中に一つの2年間があるのですよという位置づけがあると、ここまでやったという評価も変わってくるけれども、すごく抽象度が高くて、あとは実践だから、どうしてもポイントはそこでしか手に入らないですよ。

宇都木委員 社会全体に対するインパクトを与えるようになるように、その社会全体に問題を提起するような、もうそういうところがもう少し前に出てくれるような運動にしてもらいたいなど。そこが、その入り口だというふうに評価できれば、また高くなるでしょう、それも評価が。

竹内委員 何か今度福祉の学生が入ったりしているから、そういう人が覚えてね。

久塚会長 出てくれば。

竹内委員 やってくれれば。

久塚会長 はい、だから年齢、性別とか国籍問わずにすそ野が広がってきた人たちが、ああ、一緒にやらなきゃと。大事なことだと思っただけけれども、やっている途中で、また中で大変なことはあるので、それを乗り越えていくことが大事ですね。

では、ちょっと時間が過ぎてしまったので、三つ目のほうに移っていきたいのです。それは評価コメントのまとめで、木育広場と家庭訪問型子育てボランティア推進事業で、あわせて資料Ⅲの①、②というのをホッチキスどめ、左上でとめてあつてセットにしてございます。この評価コメント、いただいたコメントです。

これについて評価点をつけた後、コメントを例えば2だったら2に合うような調整をかけて

おります。それと同時に、報告書として提出する際の形態と同じ形で、総合評価を一番前に出した形式でつくってあります。その二つの事業、一つ目からごらんになってコメントをまとめたいのですけれども、まず赤ちゃん木育広場事業について、いかがでしょう。

既に気がついたところがありましたらお願いします。

伊藤委員 赤ちゃん木育広場の総合評価コメントの3行目までですが、2行目の「現時点の」と書いてあるけど、「現時点までの」にしたらと思います。「現時点までの課題や問題点」、それで「協働事業を効果的に進めようとする姿勢は評価できる」と、事業を進めるじゃなくて効果的にやっっていこうという姿勢は評価できると思いました。

久塚会長 では、修正案ですけれども、「現時点までの」ということですか。

そして、その後、「協働事業を」。

伊藤委員 「効果的に進めようとする姿勢」にしたら。

久塚会長 効果的に進めようとする姿勢は評価できる。

伊藤委員 はい。それと、下から4行目のところ、これも大したことじゃないんですけど、上からですと、「支援をできるようにすることは」、これを「が」にしたほうがいい。「がこれからの大きな課題」と。

久塚会長 はい。よろしいですか。

伊藤委員 そんなところが気がついたところです。

宇都木委員 下から2行目、真ん中辺、「これまでの様々な経験を生かし」、そこから追加をして「協働事業としての実績が確認されるよう努力することを期待する」と、ちょっとこれは強く言ったほうがいい。

久塚会長 はい。

宇都木委員 Cだからね。

久塚会長 これ、具体的には協働事業という形を意識した文章。

宇都木委員 そう。

久塚会長 それから、評価コメントですね。

宇都木委員 はい。

久塚会長 もう一度文章を言います、ちょっと製版をお願いします。

宇都木委員 「これまでの様々な経験を生かし協働事業としての実績が確認されるよう努力することを期待する」、ということにしたらどうでしょうかと、ちょっと強めに、Cですから。

久塚会長 経験を持っているからそれを生かしなさいということではなくて、協働事業ということで採択されているのでというのを意識してということですよ。

宇都木委員 そう、意識しましょう。

久塚会長 はい。まとめにくいような箇所というのはそれほどなかったと思うのです。事務局が苦労して、調整したところはあったと思いますが、報告書としての形をとるものですから。

宇都木委員 ③の下のほうにちょっと加えたらどうかというんじゃないのだけど、下から3行目、「この事業の大きな目標には『子育て支援』」、目標は、「この事業の大きな目標には『子育て』」。「には」じゃなくて、「目標は『子育て支援』でもある」ようにしたらどうでしょうか。

久塚会長 はい、要はその木育というところに特化するんじゃないで、広い意味で子育て支援という目標も持っているようなものなので、ベースはそこにあるから、この事業の大きな目的という意味ではこの事業は子育て支援でもあるのだと。

宇都木委員 その後にですね、後ろから2行目、一番終わりのほう、「この取組みが」を「この取組みを区内全域に広げて」、そこから追加です。「広げていくために、さらなる取組みと努力を要請する」としたらどうでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

宇都木委員 ⑧の今後の課題の把握ですが、「現段階での課題・問題点の把握及び共有はできていると思われるが」、「できている」と言うにはちょっと現実的には指摘が多過ぎるから「思われるが」、それを入れてください、「思われる」を入れてください。その後、「事業が新宿区全体を対象にしていることに」、「している」、その後、追加ですね、「ことに留意し」。「対象にしていることに留意し、その拡大のための計画や対策を行政、団体双方で協議し、実施できる体制を整えることを要請したい」。Cですからね、強く言いましょう。

一番上の後ろのほうね、「事業が新宿区全体を対象にしていることに留意し、その拡大のための計画や対策を行政、団体双方で協議し、実施できる体制を整えることを要請したい」。以下は削っちゃう。

事務局 はい。

宇都木委員 「という視点で」という以降は削っちゃう。

事務局 ああ、「必要がある」までを削っちゃうのですね。

宇都木委員 それで、その間にこのその次にいきなり区内全域というのもどうでしょう

かと思うから、「また」と言いましょう。

事務局 ここで「また」。

宇都木委員 「また、区内全域に広げるために」、「の進め方や」というのを消して、「広げるためにボランティアの育成について改めて検討課題とすべきである」と考える」と。

事務局 はい。

宇都木委員 そこにつなげてください。

事務局 はい。

宇都木委員 いいですか。

事務局 はい。

久塚会長 かなりCランクらしくなった。

宇都木委員 次に、⑨番、これ、短いからです。

「現時点での改善すべき内容は相互に認識しているようであるが」、「ようであるが」というのを入れてください。ここはCですから。

「目標と乖離を埋める」、その「策」を削って「埋める計画や対策を立案することが必要である」。これでどうでしょうか。いいですか。

久塚会長 はい。

宇都木委員 現時点での改善すべき内容は相互に認識しているようであるが、「ようであるが」を入れてください、「ようである」を入れてください。「目標との乖離を埋める計画や対策を立案することが必要である」と、私の意見は以上です。

事務局 はい。

久塚会長 ほかにございませんか。では、二つ目に移ります。

総合評価Bですね。一部の改善ができればさらによくなるというものです。伊藤委員。

伊藤委員 計画のところの④です。2行目の後半部分。「この事業の課題の一つである」となっているのだけど、この事業ではこの家庭の、潜在的な家庭の掘り起こしが重要な問題になるので、「事業の大きな課題である」としたらいいと思います。

事務局 「事業の大きな課題」ですね。

宇都木委員 その後、ここに「今後更なる」とあるでしょう。これ、「更なる」というのをこれ、移動したらどう。「今後機関や行政の部署との更なる連携が必要なことを視野に入れて」、そっちに移したほうが。

藤委員 それと、この①の事業と②の事業で「伺えた」というのがいろんなところに出

てくるのね。漢字と平仮名が両方あるのね。どっちかにしておいたほうがいいと思うよ。

事務局 はい、改めて読み返すとありました、すみませんでした。

久塚会長 はい、竹内委員。

竹内委員 評価点の方でいいですか。リストを見ると両方とも同じなのです、評価指標が3、3、3とあって2が一つだけ。全く同じなのにBとCに分かれちゃっているのは、気になるのですが、これ。

宇都木委員 もし必要ならばどこかに、総合コメントの下に書いておいたほうがいいと思うのです。個別の評価点は3であっても、全体から見るとそれが全体を規制するものにならない。

竹内委員 うん、何かそういうふうに、これで見るとどうも。

宇都木委員 例えば、打ち合わせがよくできているかとか、そういうのを表面的に見るとできているよ。だけど、その打ち合わせができているからといって事業がうまくいっているか、それはまた別の評価ですよ。打ち合わせはよくできているかもしれないが、その事業として何か内容的に評価すべき点はまた別のところで評価するわけですよ。そういうの、何かそんなところが3でずっと出てきて、最後はCになっちゃったというのと同じですよ。

久塚会長 先ほどの宇都木委員の発言の中に、かなりのCというものの中身を込めたわけですよ。

竹内委員 そうですね。

久塚会長 ですから、総合評価のところのBとCの分かれ目のところのコメントの欄に、先ほど宇都木委員からの発言にあった部分を少しコピーして前に持ってくるような形をとって、これはCにした、後ろを見れば3があって、2が1個という形なのだけど。

竹内委員 そうなのです。

久塚会長 実は例えば2とか3の中にそういう質的なものがあつたということを持ち上げてBになったり、ちょっと下げてCにしたということがにおうコメントを中に入れたいと思いません。事務局に伺いますが、いつまでに整理して、みなさんに読んでもらいますか？

竹内委員 2が一つか二つふえるとか、必要になるとC。

事務局 個別評価の評価点とこの総合評価の評価点とは連動していないのです。

伊藤委員 していない。

竹内委員 していないよね。

事務局 ええ。

現場委員 その一文を何かどこかにただし書きみたいな形で載せちゃうのはだめでしょうか。

宇都木委員 例えば、お互いの役割分担みたいなものは、どうもまだちょっと問題がある。しかし、全体評価としては、この事業の持っている内容からするとBとして評価してもいいという、これをどこか1行入れればいいのですよ、下に、Bとした考え方を。

竹内委員 そうじゃなくてBの。

宇都木委員 3が多いのにもかかわらずBになっちゃったからという意味でしょう。

竹内委員 はい。

宇都木委員 だけど、これ、Cに下げるというのもあるけど、このBにした意味合いというのはみんなが納得してBにしたのだったらそうするべきじゃないですか。

久塚会長 だから、制度上の問題として総合評価というのは個別のやつを反映しているものではないということと、プラス評価できる部分を総合コメントの中に書き込んで、私どもはBというふうに選択したわけだから、皆さんからいただいたコメントを基本にそのように調整していくということではないですかね。

前者のCと比べるとさらにこう発展する芽というのはあるのです。それがどこを直したらとあるので、それは欠点みたいに見えると言うよりは、ちょっとこう後押しするとさらに行くよというような感じがするのですけれどもね。

宇都木委員 期待値、期待値も含めて2になって上になる。それともCにしますか。

竹内委員 いや、Bでいいですけど、一応そのコメントを何かつけておいたほうが。

久塚会長 一応というよりか結論。

宇都木委員 今後の活動、今後の取り組み期待値も含めてぜひ広めていただきたい事業としてBにしましたという考え方を、皆さんのコメントを調整して、そこに書いてもらえばいいんじゃないですか。

久塚会長 項目別評価が4段階で、総合評価が5段階ということで言えばこういうことは生じ得ますよ。それ、万が一議会で出たら、5段階と4段階についてはこうであるからということとは普通に言えることじゃないですか。

広がりという意味じゃ木育は新しいところだけど、何でというのがどうしてもわからなかった部分が残るのに対して、こちらは何か新しい形で展開が期待、実際そうなればうれしいからですね。そういう意味でBに、CであってもBに非常に近かったんじゃないですかね。

宇都木委員 下から4行目の「このホームビジターの訪問による子育て支援活動」とあるでしょう。

事務局 はい。

宇都木委員 「ホームビジターの訪問による新しい子育て支援」とか「新しい」のを入れればいいのよ。新しい芽が見えてきたとか。

事務局 これ、スタート、この検討されたいの下にその先を、先生、皆さんおっしゃって、その子育てに対する新しい視点での展開を期待してBと評価しますみたいなのを。

久塚会長 Bとしてというのはわざわざ書かないでいいですよ。

宇都木委員 Bとしてじゃなくて、Bに評価した理由を、そういう多面的な検討をした結果、これからの新しい子育て支援のあり方として積極的にこういうことを広げていく必要性もあるだろうという判断からそういう判断をしたということだから、そういう評価をしましたと。

久塚会長 ある意味あれでしょう、拠点や施設を使って待っているという形じゃなくて、積極的に自分たちが出向いて行って市民とつながっていくというシステムで子育てというのを考えている新しいやり方ですよ。

竹内委員 そうですね。これ、後ろの最後の文章、そうするとあまりよくないですね、これは。何か人材に力を入れろとか、協働しながら進めていくよう検討されたいみたいになっちゃっているから。

久塚会長 事業を進めていけば、さらによい事業になるということですよ。

総合評価のほうは、これが全体としてさらにこういうふうに期待されるということですよ。

事務局 進めていくことも。

野口委員 期待している。

事務局 期待している。

宇都木委員 少しくどくなってもいいから、追加すべきところはしたほうがいいよ。

久塚会長 はい。

では、時間がまいりました。事務局のほうから連絡事項はございますでしょうか。

事務局 はい。それでは、次回の会議のことについて、今日の次第のほうにも載せておきましたが、3の閉会の下のところは次回開催予定を載せてありますけれども、今回は第4回協働事業評価会を日にち、これ変更していただいて申しわけありませんでした。12月8日木曜日、午後2時から開始します。評価会自体は2時から4時で、本庁舎の6階会議室、また後でご案内差し上げますが6階会議室で行うことになっております。

その後、4時半から5時まで30分間の時間なのですけれども、区長に審査会のほうから審査報告をしていただくこととなります。

また、改めて第4回の評価会、それからこの審査報告書の提出についてはご案内の通知はさせていただきます。

あと、それから大切なことを忘れていました、次回の予定ではなくて。本日ヒアリングを行ったこの粋なまちづくり倶楽部と文化観光国際課の事業の評価シートなのですが、本日またデータで皆様のほうに送らせていただきます。こちらにつきましては、11月28日の月曜日までに事務局のほうにまたお返しをいただきたいと思います。28日の月曜日。

よろしく願いいたします。

宇都木委員 までにということは、27日中に送れということですか。

事務局 28日の月曜日で結構です。

宇都木委員 月曜日中に送ればいいわけね。

事務局 はい、月曜日中で。その前にこちらのきょう点数決めたほうのコメントをまとめようかと思っておりますので大丈夫です、その後で開きますので。

あともう一つ、すみません。審査会のほうの話なのですが、審査報告書の前回、審査会のほうで修正案をいただきました部分について直しました制度に関する今後の課題と、あと採択事業の選定理由と今後の課題の最終案というのを木曜日にメールで流させていただきました。何か気がついたことがございましたら、具体案を提示していただいて、今月中にメールでお知らせください。よろしく願いいたします。

伊藤委員 はい。

宇都木委員 わかりました。

久塚会長 では、今日はちょっと予定の時間を超過してしまいましたけれどもこれで委員会を、第3回の協働事業評価会を終わりたいと思います。次は12月8日でございます。よろしく願いします。

— 了 —